

改 正 後	現 行
<u>護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</u> <u>なお、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</u> <u>(2) 手続</u> <u>この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u> <u>13. 要医療児者支援体制加算の取扱いについて</u> <u>(1) 趣旨</u> <u>当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</u> <u>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 15 に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</u>	(新設)

改 正 後	現 行
<u>なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするに留意すること。</u> (2) <u>手続</u> <u>第四の 12 の (2) の規定を準用する。</u> <u>14. 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</u> (1) <u>趣旨</u> <u>当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</u> <u>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 17 に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 26 に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</u> <u>なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認</u>	(新設)

改 正 後	現 行
<u>めないものとすることに留意すること。</u> (2) <u>手続</u> <u>第四の12の(2)の規定を準用する。</u> 15. <u>地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</u> (1) <u>趣旨</u> <u>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u> (2) <u>算定に当たっての留意事項</u> <u>当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。</u> <u>また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合に</u>	(新設)

改 正 後	現 行
<u>においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。</u> <u>なお、指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。</u> <u>(3) 手続</u> <u>当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u> <u>16. 地域体制強化共同支援加算</u> <u>(1) 趣旨</u> <u>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</u> <u>(2) 算定に当たっての留意事項</u> <u>当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提</u>	(新設)

改 正 後	現 行
<u>供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するものである。</u> <u>なお、当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</u> <u>なお、協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。</u> <u>(3) 手続</u> <u>当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u>	